

氏名 岡野 浩二

学位（専攻分野） 博士（文学）

学位記番号 総研大乙第 174 号

学位授与の日付 平成 19 年 9 月 28 日

学位授与の要件 学位規則第 6 条第 2 項該当

学位論文題目 平安時代の国家と寺院

論文審査委員	主査 教授	井原 今朝男
	教授	吉岡 眞之
	准教授	松尾 恒一
	教授	勝浦 令子（東京女子大学）
	教授	牛山 佳幸（信州大学）

論文内容の要旨

従来の歴史観では、古代の国家仏教が解体し、中世の民衆仏教が成立するという図式が主流であったが、「国家仏教」「民衆仏教」の概念は、どの時代についても対等に扱い、検討すべき問題である、と理解されるようになった。また平安時代を律令国家の解体期

と捉えるのではなく、王朝国家という独自の支配体制が存在した時代であるとみる学説が存在する。それらを受けて、平安時代における国家の仏教政策や僧侶集団の秩序がどうであったのか、という問題設定が必要になっている。

本研究では、平安時代の国家と寺院の関係を構造的な問題として把握・分析するためには、（1）王朝国家の仏教統制機関の存在形態、（2）王朝国家期に特有の寺院内身分秩序、の2点を研究課題としたい。（1）については、太政官一治部省一玄蕃寮一僧綱（僧正・僧都・律師）一各寺院、という律令制の枠組が、平安時代に衰退していくと考えられていた。しかし、それとは別に、太政官が直接寺院を監督するシステムが成立していたことを筆者は主張する。平安時代の太政官は、公卿・弁・史が政務を分掌する「上卿制」であり、寺院行政も特定の上卿・弁・史が特定寺院の事務窓口となって執り行われた。こうした寺院行政のあり方を、「寺院上卿制」と呼ぶことを提唱する。（2）については、中世の主要寺院の僧団は、学僧と呼ばれる上層部と、堂衆と呼ばれる下層部から構成され、学僧の中に僧正・僧都・律師などの肩書を持つ僧侶が含まれていた。（1）で登場した、仏教行政機関としての「僧綱制」は、平安時代には僧侶内身分としての「僧綱」に変質しているのである。こうした平安時代における寺院内身分秩序の形成過程を解明しなければならず、本研究では、僧綱とその周辺に位置する有職（うしき）や「法親王」を含めて検討することにする。「法親王一僧綱有職制」が平安時代を代表する僧侶内身分の上層部を構成していた、と考える。

第1編「寺院上卿制の研究」では、上卿・弁・史が寺院の政務を分掌した「寺院上卿制」を、成立・展開・終焉の三期に分けて分析した。第1章「寺院上卿制の成立」においては、新興勢力で南都と対立した天台宗が、公卿・弁官の官人を延暦寺俗別当とすることを求め、真言宗寺院もそれに続いたことや、東大寺にも俗別当が成立し、寺院行政が上卿・弁・史によって担われるようになったことを指摘した。

第2章「寺院上卿制の展開」において、10・11世紀を中心に、俗別当制に限定せず、寺院上卿制の展開過程を分析した。第一に、俗別当制から派生した「氏長者俗別当」を指摘した。興福寺は藤原氏の長者と弁官が兼務する俗別当、および氏院・勸学院によって管理されたが、俗別当と勸学院は一体化した機関であった。また地方寺院では、その檀越氏族の私称としての「俗別当」も成立した。第二点として、東大寺・大安寺などの修理・造営を担った「造寺行事所」「造寺長官」の活動を分析した。造寺行事所は上卿・弁・史などによって構成され、造寺長官は弁官が兼務した。第三点として、法会の執行を担う上卿・弁・史を取り上げた。延暦寺・興福寺・石清水八幡宮寺の法会執行には、俗別当も関わるが、行事官は俗別当とは別のものであることが明らかになった。

第3章「寺院上卿制の終焉」において、12世紀を中心に寺院上卿制を分析した。第1に、法勝寺の法会や経営を監督した上卿・弁の活動実態を整理し、その性格や特質を明らかにした。第2に、鎌倉時代に伊勢神宮・東寺・延暦寺などの訴えを訴えを受理した上卿・弁などの特質・性格を論じ、伊勢神宮のことを担当した神宮上卿についても展望した。

第2編「僧侶社会の貴族的身分秩序」では、「法親王一僧綱有職制」という概念を提

示して、これらの成立を論じた。

第2編第4章「身分としての僧綱の成立」では、第1に、奈良時代の僧綱制の機能と構成員を分析し、僧尼名籍の管理、寺領監督権の実態、僧綱・佐官（威儀師・従儀師）と「大寺」との関係を論じた。第2に、九世紀に天台宗・真言宗が「僧綱制」から離脱したこと、さらにその天台宗・真言宗の僧が「僧綱」に列するようになったことの事情と意義を探った。また天台宗・真言宗の「宗内」の秩序を明らかにした。

第5章「僧侶社会の身分秩序」では、第1に、「僧綱・有職」が11世紀初頭に国家的法会や強訴の場に登場するようになった事情を、阿闍梨・内供奉十禪師・已講の存在形態と僧綱との関係から探った。第2に、法親王や貴族子弟といった貴種の入寺と昇進制度の成立を跡づけ、また威儀師・従儀師が法親王に扈從するようになった事情を、法務や貴種僧との関係から分析し、主従関係の意義を論じた。

第6章「寺院法と公家新制」では、法親王や僧綱・有職を頂点に据えた寺院社会が形成されていく中で、国家や寺院が、その身分秩序をどのように維持・統制しようとしたかを、寺院法と公家新制を素材として検討した。

結論では、行政組織としての「寺院上卿制」と、新しい僧侶集団の身分としての「法親王一僧綱有職制」の分析結果を踏まえ、「国家仏教」の制度分析に不可欠な事項と考えられる、行政組織、僧侶集団、寺格、法制、国家的法会の5点について、整理・補足し、平安時代の国家と仏教が「王朝国家仏教」として提示できることを指摘した。

論文の審査結果の要旨

これまでの平安佛教史や寺院史研究においては、律令制下から平安初期までは僧綱制や俗別当制による寺院統制を論じ、それが平安中期に衰退して、院政期に再び院権力による寺院統制が進展したと論じるなど、9・10世紀と11・12世紀の間に断絶がある。岡野浩二氏の本論文は、この断絶した研究状況を打開すべく、9世紀から12世紀の国家と寺院の関係について、朝廷の寺院行政システム、国家法会の執行形態、寺院内の僧侶集団の身分秩序、とりわけ上層僧侶の僧職の存在形態、寺格、寺院法の諸点から分析したものである。

序論では、これまでの寺院史の研究史を再検討しながら平安時代を通時間的に論じることの必要性、国家と寺院の関係を研究テーマとする必要性を指摘する。王朝国家による寺院統制政策の展開と変遷を論じるための分析視角として、「寺院上卿制」と「法親王一僧綱有職制」という概念装置を設定することの必要性を主張し、全体として「王朝国家佛教」と規定すべきことを論じることが、本論文の課題であると明示する。

第一編第一章・第二章・第三章では、一般行政における上卿制と類似した構成で寺院行政を担う俗別当や、造寺行事所や院御願寺の上卿・弁・史らの行事官に注目し、9世紀から12世紀を通して展開された国家による寺院統制システムを「寺院上卿制」として概念化すべきことを主張する。ここでは、平安期の主要寺院が太政官に直属していた構造を詳細に分析し、南都寺院や真言宗・御願寺のみならず延暦寺や天台宗の制度・法会や政策、神宮上卿制などについて実証的に多くの史実をあきらかにしており、学説としての独自性を高く評価できる。

第二編第四章・第五章では、奈良期において寺院統制機関であった僧綱制が、平安期には身分としての僧綱に変質したこと、僧侶社会の貴族的身分秩序として法親王や有職という新しい身分が登場してきていていることを論じ、諸宗派・諸寺院の僧侶集団を統合する貴族的身分秩序を「法親王一僧綱有職制」と概念化すべきことを主張する。第六章では、寺院法と公家新制の共通点を指摘し、平安期の法制面からの寺院統制を論じた。

結論では、行政組織・僧侶集団・寺格・法制・仏事法会の五つの視点から当該期の特徴をまとめ、王朝国家期の佛教行政は「寺院上卿制」によって遂行され、僧侶集団の貴族的身分秩序は法親王一僧綱有職制の枠内に位置し、寺格は四箇大寺と仁和寺・東寺を頂点に展開しており、仏事法会も国家側の上卿制と寺院側の身分としての僧綱によって執り行われ、法制も国家法と寺院法が共存していると主張し、9世紀から12世紀の国家と佛教の関係を「王朝国家佛教」と規定すべきだと主張する。

このように、本論文は、「寺院上卿制」と「法親王一僧綱有職制」という概念を設定し、平安時代の国家と寺院の関係を9～12世紀という長いタイムスパンで分析し、多くの新しい新知見をあきらかにした点において、本研究の独創性と最大のメリットをみとめることができる。先行研究について広く目配りをするとともに、個々の研究に対して的確な評価と問題点を指摘している。多様な関連史料を博搜し、それらについて厳密な史料批判をした上で立論しており、本論文があきらかにした多くの史実や新知見の客観性・実証性は極めて高いものといえ、従来の寺院史や佛教史研究の諸問題を解決していく上で大きく寄与したものといえる。

新しい問題提起を含んだ独創的で実証的裏付けをもった論文であると評価しえるだけに、今後検討すべき課題を残していることも指摘された。

第一は、王朝国家については坂本賞三・佐藤進一の見解、上卿制は土田直鎮の見解

を紹介するのみで、岡野氏がその概念を採用する論拠、概念使用の諸条件と問題点、概念用語と史料用語の区別の明示などについて問題点を残しており、全体として「王朝国家仏教」と規定することのメリットと問題点についてもなお検討することの必要性が指摘された。

第二に、僧侶社会の貴族的身分秩序として「法親王一僧綱有職制」の提起は有意義であるが、その対極にある「聖」「遁世者」「承仕」「犬神人」など僧侶社会の下層身分とそれらを含んだ僧侶身分制の全体構造についても今後の検討課題であることが指摘された。

なお、誤字・脱漏や文章表現上の工夫の必要箇所があり、最終製本時や公表時に是正をすべきことも指摘された。

以上を総合的に判断して、審査員全員が一致して、本論文が博士（文学）の学位に十分値するものであると評価した。